

# 資料1

令和7年12月8日

許可業者各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

令和7年度 年末年始期間中の搬入等について（通知）

標題について、次のとおり通知します。

記

- 1 令和7年度 許可業者の年末年始搬入時間表（別紙1）
- 2 12月後半及び1月前半・1月後半の搬入回数指示書交付日程等について（別紙2）
- 3 阪神高速道路等の通行止め時の搬入振替（舞洲工場及び舞洲破碎）について（別紙3）

搬入指示担当 嶋峨・泉谷・明日

☎ 06-6630-3263

## 令和7年度 許可業者の年末年始搬入時間表

一般廃棄物指導課

(担当: 06-6630-3263)

搬入先	昼夜	28日(日)	29日(月)	30日(火)	31日(水)	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)		
舞洲	昼	通常どおり				搬入停止		搬入停止			
	夜	通常どおり				搬入停止		17:00~23:00 翌1:00~9:00			
住之江	昼	通常どおり				搬入停止					
	夜	通常どおり				17:00~23:00 翌1:00~9:00					
平野	昼	通常どおり				搬入停止		搬入停止			
	夜	通常どおり				搬入停止		17:00~23:00 翌1:00~9:00			
西淀	昼	通常どおり				搬入停止		通常どおり			
	夜	通常どおり				17:00~23:00 翌1:00~9:00		通常どおり			
東淀	昼	通常どおり				9:00~12:00 13:00~16:00		通常どおり			
	夜	通常どおり				搬入停止		通常どおり			
八尾	昼	通常どおり	9:00~12:00 13:00~16:00			搬入停止		搬入停止			
	夜		搬入停止		17:00~ <u>20:00</u>		搬入停止		17:00~23:00 翌1:00~9:00		
舞洲破碎	昼	通常どおり				搬入停止					

は搬入停止

## ※ 許可業者の専用車による中継地への資源ごみ、容器包装プラスチック搬入（昼間搬入のみ）

(1) 資源ごみ・・・専用車による東北中継地及び東南中継地への搬入：年末は31日(水)まで。年始は5日(月)より。

(2) プラスチック資源・・・専用車による西淀中継施設への搬入：年末は31日(水)まで。年始は5日(月)より。

※ 八尾工場については、12月31日の20時までは搬入できますが、20時を過ぎると搬入できませんのでご注意ください。

## 12月後半及び1月前半・1月後半の搬入回数指示書交付日程等について

## 搬入回数指示書交付日程について

区分	交付日	交付方法
12月後半 (12/16~12/31)	令和7年12月12日(金)	メール
1月前半 (1/1~1/15)	令和7年12月24日(水)	メール
1月後半 (1/16~1/31)	令和8年1月14日(水)	メール

## 12月24日～1月5日の搬入回数追加・交換受付

## &lt;電子申請&gt;

電子申請完了日時	回数反映予定日時
令和7年12月24日15時～令和7年12月25日15時	令和7年12月25日17時
令和7年12月25日15時～令和7年12月26日15時	令和7年12月26日17時
令和7年12月26日15時～令和8年1月5日15時	令和8年1月5日17時

※ 電子申請は各日15:00までの申請分を処理します。

(15:01以降の申請分は翌開庁日の処理となります。)

## &lt;搬入回数追加・交換の受付窓口&gt;

- ◇ 年末=12月26日(金)まで通常どおりの受付
- ◇ 年始=1月5日(月)より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間=9:00～17:30(12:15～13:00を除く)
- ◇ 12月27日～1月4日は閉庁のため受付業務は実施しません。

## &lt;臨時増車等の受付窓口&gt;

## 1 受付

- ◇ 年末=12月26日(金)まで通常どおりの受付
- ◇ 年始=1月5日(月)より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間=9:00～17:30(12:15～13:00を除く)
- ◇ 12月27日～1月4日は閉庁のため受付業務は実施しません。

## 2 注意事項

- (1) 一般廃棄物指導課へ必ず事前に来庁し、承認手続を行ってください。
- (2) 承認を受けた後、受入施設(焼却工場・破碎)へ搬入してください。
- (3) 届出の使用期間は、搬入回数指示の期間内とし、各期にまたがる場合は、それぞれの期間について個別に使用の届出を行ってください。

### 3 承認車両の故障等で臨時車両により緊急用 IC カードを使用した場合（閉庁時）

- (1) 事前に受入施設（焼却工場・破碎）へ臨時車両を使用する旨直接連絡し、必ず承認を受けてください。
  - (2) 承認を受けた後、緊急用 IC カードを使用して受入施設（焼却工場・破碎）へ搬入してください。
  - (3) 直近の開庁日に、一般廃棄物指導課窓口で承認手続を行い、併せて緊急用自動計量システム IC カード使用報告書を提出してください。
- ※ 事前連絡・承認手続のない場合は搬入できません。

## 阪神高速道路等の通行止め時の 搬入振替（舞洲工場及び舞洲破碎）について

年末年始期間中（令和7年12月29日～令和8年1月3日）に阪神高速道路、此花大橋が凍結等により通行止めとなつた場合、次のとおり取り扱いますのでご協力をお願いします。

なお、夢舞大橋が通行止めの場合、阪神高速道路を経由してください。

### 年末年始期間中

◇舞洲工場 → 舞洲工場以外の全工場（※舞洲工場分回数で搬入）

ただし、八尾工場については、29日夜間、30日夜間、  
31日20:00～翌1日9:00は搬入できません。

◇舞洲破碎 → 搬入できません。

※阪神高速道路等の通行止めが解除された場合は舞洲工場・舞洲破碎へ搬入してください。

### [参考]

#### 【阪神高速交通情報電話番号】

阪神高速テレホンサービス（24時間対応）06-6576-1620

#### 【此花大橋の交通情報電話番号】

大阪港湾局防災センター時間外等緊急連絡 06-6572-2688

#### 【振替工場電話番号】

西淀工場：06-6472-3000 平野工場：06-6707-3753

東淀工場：06-6327-4541 住之江工場：06-6686-8000

八尾工場：072-923-4226 舞洲工場：06-6463-4153

※年末年始には、自動応答ガイダンスが流れる場合がありますが、ガイダンスの指示に従って電話機のボタンを操作することで、工場職員と通話ができます。